

セーフティアセッサ協議会規約

平成20年09月25日

平成22年12月6日改定

セーフティアセッサ協議会事務局

(名称)

第1条

本会は、「セーフティアセッサ（SA）協議会（*）」と称する。

（*）セーフティアセッサとは、セーフティサブアセッサ、セーフティアセッサ、セーフティリードアセッサの3資格のいずれかを保持する者の総称であり、セーフティアセッサをSAと表記する。

(目的)

第2条

我が国においては永らく製造現場の安全が、現場の労働者や作業者に委ねられ、社会としてシステム的な安全への取り組みが行われていたとは言い難い状況にあった。しかしながら、近年、機械や生産システムそのものが事故に繋がらないようなリスクアセスメントや本質安全設計、安全防護、追加の安全方策などを技術的に行うことで、事故や災害を未然に防止することの重要性が社会的にも認知されるようになってきた。これは、安全の考え方を国際安全規格に整合させ、グローバルに通用する安全の構築が重要であることが理解されてきたことが背景にあり、平成16年には、（社）日本電気制御機器工業会が経済産業省補助事業として、安全技術応用研究会、日本認証株式会社などの協力のもと、リスクアセスメントや安全方策を的確に理解し、実施できる人材の能力を認証する資格制度である「セーフティアセッサ資格認証制度」が設立されたところである。

その後、4年が経過し、SA資格保持者の人数も1,000名を越えるものとなり、その社会的な意義はますます高まってきている。しかしながら、SA資格保持者自身の個人的活動では、社会的貢献、認知にも限界があり、今後の更なる活躍の場が大きくは望めない懸念がある。このため、SAの社会的認知度の向上、技術力の向上、社会的地位の向上と、SA間の情報交換の円滑化等を目的とし、SA資格保持者が更なる活躍の場を自ら討議し、推進していくための場として、「セーフティアセッサ（SA）協議会」を設立することとした。

(活動)

第3条

本協議会は、上記の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) S Aの社会的認知度向上のための諸活動
- (2) S A間の情報交換会・勉強会の実施
- (3) S A制度の運営に関する提言・改善等のアドバイス活動など
- (4) その他本協議会の目的に沿った活動

(会員)

第4条

本会の会員は以下のいずれかとする

- (1) S Aの資格保有者で会員登録した者
- (2) 本協議会の趣旨に賛同し、S Aの活動を支援しようとする者または団体
- (3) 総会において推薦、承認された者

2 会員は、退会しようとするときはその旨を文書で事務局に提出する。

3 会費は徴収しない。ただし、総会での決議により、会員から会費を徴収することが出来る。

(役員)

第5条

本協議会に、会員より選出した次の役員を置く。

- (1) 幹事 3名以上12名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 幹事のうち1名を会長とし、1名以上3名以内の副会長を置くことができる。

3 監事は幹事を兼ねることはできない。

第6条

幹事及び監事は、総会において選任する。また、会長及び副会長も総会において選任する。

第7条

会長は、この会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 幹事は、幹事会を構成し、この規約の定め及び総会又は幹事会の議決に基づき、この会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 幹事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この会の財産（知的財産含む）の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規定に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告し、必要がある場合には、総会を招集することができる。

第8条

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない

(会議)

第9条

本協議会の会議は総会とし、必要により会長が招集する。総会は会員をもって組織し、会長が議長を務め、次に掲げる事項を議決する。

(1) 本規約の変更

(2) 役員を選出

(3) 活動報告、活動計画、収支決算、収支予算

(4) 会員の推薦と承認など

(5) 監査報告

(6) その他

2 定足数

総会は、会員の半数以上の出席（議決権行使書、委任状を含む）をもって成立する。

総会参加（議決権行使書または委任状を含む）の回答の無い場合は、会長に一任と判断する。

3 議決

総会出席者の過半数の同意で議決される。但し、規約の変更は、総会出席者の3分の2以上の賛成をもって変更できる。

やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使できる。

総会は会議形式の他、書面による開催を行うことができる。

第10条

本会の事業を運営するために、幹事によって構成される幹事会を設ける。

2 幹事会は会長が議長を務め、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

3 会長は、必要により幹事会にアドバイザーを選任することができる

第11条

幹事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 幹事総数の2分の1以上から幹事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から招集の請求があったとき。

(事務局)

第12条

本協議会の事務局は、日本認証株式会社におく。

(その他)

第13条

この規約に定めるもののほか、この協議会の運営に必要な事項は幹事会で協議の上、総会で決定する。

(附則)

この規約は、平成20年9月25日（設立総会）から施行する。

この規約は、平成22年12月6日から改正実施する。